

平成30年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成30年8月26日（日）

【開会】 10時00分

【閉会】 11時46分

【場所】 総合教育センター 第1研修室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 前田 博明

委員 中村 香

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 小原 良

委員 高橋 美里

【出席職員】

教育次長 小椋 信也

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 野本 宏一

総務部担当部長 杉本 眞智子

学校教育部長 市川 洋

庶務課長 森 有作

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

総合教育センター総務室長 渡辺 英一

カリキュラムセンター室長 鈴木 克彦

指導課長 久保 慎太郎

指導課担当課長 加藤 るみ子

指導課担当課長 稲葉 武

カリキュラムセンター担当課長 辰口 直美

カリキュラムセンター指導主事 水之江 忠

カリキュラムセンター指導主事 米倉 雅実

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 中村 香

委員 高橋 美里

(10時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、10時00分から12時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 122名）

【渡邊教育長】

本日は、8月20日の教育委員会臨時会にて、「川崎市教育委員会会議規則」及び「川崎市教育委員会傍聴人規則」に基づき、傍聴人の定員を180人といたしましたが、以後会議中に傍聴の申し出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、「川崎市教育委員会傍聴人規則」により、傍聴する際は議事に対し批評を加え、または可否の表明や会議の円滑な進行を妨げるような行為は禁止されております。このような行為が見られた場合には退室していただきますので、御了承いただきます。

また、報道機関より撮影などの申し出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り撮影などの許可をしてもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは異議なしとして、報道機関に限り、ただいまから議事事項に入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、会議中の撮影などの許可をいたします。

4 署名人

【渡邊教育長】

次に、本日の会議録署名人でございますが、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。中村委員と高橋委員にお願いいたします。

5 議事事項

【渡邊教育長】

それでは、まず議事に入ります前に、教科用図書の採択までの経過等につきまして、確認したいと思います。

これについて事務局から説明をお願いしたいと思いますので、指導課長、お願いいたします。

【久保指導課長】

では、ただいまより議案の説明に先立ちまして、4月24日に承認いただきました、「平成31年度川崎市使用教科用図書採択方針」について再度、簡単に説明させていただきます。

資料の1ページ、2の「採択の基本的な考え方」、「(1)採択の権限」でございますが、2行目、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施」いたします。

次に、「(2)採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、平成31年度に使用する教科用図書を採択いたします。採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科用図書目録に登録された教科用図書のうちから、採択するものといたします。

ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級におきましては、下段の枠内の※4にございますように、教科書目録に登録された教科用図書以外にも使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものといたします。

資料を1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。「(3)教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登録された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行ったものでございます。

資料を1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。「3 教科用図書の調査審議」の「(5)調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の5つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

資料を1枚おめくりいただき、4ページをごらんください。1点目は、「学習指導要領との関連」、2点目は、「編集の趣旨と工夫」、以下、「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」でございます。

資料を1枚おめくりいただき、5ページをごらんください。4の「教科用図書の採択手順」でございますが、こちら申し訳ございませんが、8ページ目をごらんいただけますでしょうか。こちらのフロー図の①は、中学校「特別の教科 道徳」における教科用図書の採択手順を示しております。今年度は、中学校の道徳の教科用図書の採択について、当該フロー図のとおり進めてまいりました。なお、高等学校、並びに特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につ

きましては、次の9ページと10ページにそれぞれフロー図を示してございますので、適宜御確認いただければと存じます。

次に、これまでの調査研究、審議の経過について御説明いたします。11ページの「採択スケジュール」をごらんください。

はじめに、4月24日の教育委員会におきまして、採択の手順、採択に係る諮問、審議会等委員の委嘱について審議いただきました。これを受けて、5月9日に第1回教科用図書選定審議会を開催いたしました。また、調査研究会でございますが、こちらは中学校道徳の調査研究会、高等学校の調査研究会等をそれぞれ実施し、それぞれの研究会において、教科用図書の調査研究を行いました。

6月15日から7月25日にかけては、広く市民の方々に教科用図書をごらんいただくため、総合教育センターなど、8会場におきまして教科用図書展示会を開催し、689件の意見をいただいたところでございます。

7月11日及び24日には、教科用図書選定審議会を開催し、調査研究会の報告を参考に、教科用図書の審議を行いました。また、審議結果につきましては、教育委員会へ答申したところでございます。

以上が、これまでの教科用図書採択に係る経過報告でございます。

一方で、既に教育委員の皆様にはお忙しい中、教科用図書に何度も目を通していただいているところでございます。

また、審議会からの答申や各学校からの報告を取りまとめた調査研究報告書、全ての教科用図書に関する調査研究報告書、展示会アンケートにつきましても、事前に十分に参考にさせていただいているところでございます。

本日は、小学校の教科用図書の採択に始まり、中学校「道徳」の教科用図書、道徳を除く中学校の教科用図書、川崎高等学校附属中学校の教科用図書、高等学校の教科用図書、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の順で採択をお願いしたいと存じます。

簡単ではございますが、説明を終わりにさせていただきます。

【渡邊教育長】

ただいまの説明をいただきまして、教科用図書採択方針に基づいた採択手順を確認いたしました。もう既に御承知のこととは存じますけれども、改めてこの採択手順等について御質問等ございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、これまでの経過等を踏まえまして、小学校教科用図書、中学校教科用図書（道徳）、中学校教科用図書（道徳を除く）、川崎高等学校附属中学校教科用図書、高等学校教科用図書、特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の順に採択を行うことといたします。

報道機関の皆様方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきますので、御協力よろしくお願いいたします。

議案第30号 平成31年度使用小学校教科用図書の採択について

【渡邊教育長】

それでは議事に入ります。

「議案第30号 平成31年度使用小学校教科用図書の採択について」でございます。まず、説明につきまして、指導課長にお願いいたします。

【久保指導課長】

それでは、「議案第30号 平成31年度使用小学校教科用図書の採択について」説明申し上げます。

小学校が使用する教科用図書につきましては、道徳を除く他の教科用図書は、今年は4年に一度の採択替えが行われる年に当たりますが、平成32年度からの新しい学習指導要領の実施に伴い、平成31年度、来年度になります。小学校が使用する教科用図書の採択替えを行う予定となっております。また、文部科学省からも、平成29年度検定において、新たな図書の申請がなかったとの事務連絡を受けております。

このため、本年度におきましては、現在使用している教科用図書と同一のもので採択を行うことについて、今年度の教科用図書採択方針において定めたものでございます。

平成31年度に使用する教科用図書につきましては、議案書の一覧表のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいま説明をいただきました。小学校教科用図書につきましては、道徳を除く全ての教科用図書におきまして、今年は4年に1度の採択替えが行われる年に当たりますが、平成32年度からの新しい学習指導要領の実施に伴い、平成31年度に新しい学習指導要領に対応した教科用図書の採択を行う予定であること、また平成29年度検定において、新たな図書の申請がなかったことを受けまして、現在使用している教科用図書と同一のものを採択する方針であるとのことでした。

これについて何か御質問等ございますでしょうか。

特にないようでございますので、それでは議案第30号につきまして、原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第30号は原案のとおり採択いたします。

議案第31号 平成31年度使用中学校教科用図書（道徳）の採択について

【渡邊教育長】

次に、「議案第31号 平成31年度使用中学校教科用図書（道徳）の採択について」でございます。

これにつきまして、まず説明を指導課長にお願いいたします。

【久保指導課長】

「議案第31号 平成31年度使用中学校教科用図書（道徳）の採択について」説明申し上げます。

議案書を1枚おめくりください。今回調査研究の対象となった教科用図書一覧でございます。この中から、平成31年度に使用する教科用図書の採択を行うものでございます。

なお、資料といたしまして、2種類の資料をお配りしております。

「資料1」は、教科用図書選定審議会が教科用図書の内容を審議し、取りまとめた審議結果⑦でございます。

「資料2」は、調査研究会からの調査研究報告でございます。調査研究報告書⑥は、調査研究会による全ての教科用図書に関する報告書でございます。⑤は各学校からの報告を取りまとめた報告書でございます。

なお、⑦や⑥、⑤につきましては、先ほど御説明した採択方針の資料8ページにございます、フロー図①に記載されている丸数字に対応した資料となっております。当該資料につきましては、教育委員の皆様にも事前にお配りし、採択に当たっての参考資料として活用されているものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいま説明いただきましたが、資料につきましては、これまで委員の皆さんには教科書の調査研究の過程で十分ごらんいただいているというふうに思います。

中学校の道徳につきまして、今回、今年度から新たに教科用図書の採択を行うということでございますので、昨年の小学校のときにも確認した内容ではございますが、教科用図書の審査の前に、改めて本市におきまして、道徳の授業に求めるものですとか、方向性について確認をしておきたいと思っております。

これにつきましても事務局から説明をお願いしたいと思っております。

【水之江カリキュラムセンター指導主事】

それでは説明させていただきます。

教育委員の皆様には、平成31年度使用中学校用道徳教科用図書についての調査審議結果⑦、

平成31年度使用教科用図書中学校道徳全ての教科用図書に関する調査研究報告⑥、各学校からの報告を取りまとめた調査研究報告⑤をごらんいただきながら、教科用図書の内容を御確認いただいていることと存じます。

ここで改めて、本市における道徳授業に求めるものや方向性につきまして御説明させていただきます。

はじめに、現在、一般的に行われている道徳の時間につきまして御説明いたします。

まず、授業の入り口の段階では、問題意識を持たせるようにしたり、教材の内容に興味や関心を持たせるようにしたりします。

次に、中心的な教材を活用し、自分の考えをもとにして話し合い、他者のさまざまな考え方を知って、自分の考えを深められるようにします。その際、話し合いでは、ペアでの対話やグループによる話し合いなど、目的に応じて効果的な話し合いとなるようにしています。書くことにつきましては、生徒が考えを深めたり、整理したりする必要があるときに取り入れるようにしています。また、黒板は生徒にとって思考を深める重要な手がかりとなりますので、計画を立てて活用するようにしております。

そして、ここまでのことを踏まえ、道徳的価値についての考えを深められるようにします。

授業の終末では、狙いとする道徳的価値について関心を深め、生徒が実践の意欲を持てるようにしております。現在の一般的に行われている道徳の時間はこのような進め方です。

次に、授業の方向性について御説明いたします。平成31年度から始まる「特別な教科 道徳」は、これまでの登場人物の心情の読み取りに偏った「読む道徳」から「考える道徳」、「議論する道徳」への転換を図るものであると言われております。このような授業にするためには、生徒が道徳的価値の理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深められるような授業となるようにする必要があります。

本市におきましても、道徳教育を推進するに当たり、かわさき教育プランに、「一人ひとりの子どもが題材を自分自身の問題と捉え、向き合い、考え議論する道徳教育を推進すること」としています。

このことから、既にごらんいただいております平成31年度使用中学校用道徳教科用図書についての調査審議結果⑦の内容には、「考え、議論する道徳に関すること」という項目を設けております。また、本市では、キャリア在り方生き方教育の推進において、「自分をつくる」、「みんな一緒に生きている」、「わたしたちのまち川崎」の3つの視点を通して、よりよい自分、よりよい生き方の追求、個性の伸長、共生・協働の精神の育成、ふるさと川崎への愛着と誇り等を育む教育活動に取り組んでまいりました。また、人権・共生教育を推進する中で、人権意識の向上や人権感覚の育成を図ってまいりました。これらのことは、道徳の内容に関わるものであると考えております。

これらのことを踏まえ、今後の授業の方向性につきましては、次のように考えております。

1つ目は、考え議論する道徳となるように、話し合いにより、他者の考えを知り、さまざまな見方や考え方に触れ、自己の考えを深めることができるような授業にすることです。そのためには、話し合いの時間を確保することが大切になってきます。また、話し合いの視点を明確にすることも大切になってきます。

2つ目は、道徳の授業で考えたことが、よりよく生きることにつながるような授業にすること

です。生徒が、道徳の授業で考えたことを意識して、自分の生活に生かせるようにしていくことが大切になってきます。終末には、自らの道徳的な成長や明日への課題などを実感でき、確かめることができるような工夫が求められます。

このような授業を行うためには、生徒が道徳的価値との関わりや、生徒同士、生徒と教師との議論の中で、人間の真実やよりよく生きる意味についての考えを深めることができ、それらが効果的になされるために授業全体の展開の構想をする必要があります。

そして、1時間1時間の授業を大切にし、積み重ねていくことによって、1年間の道徳の授業を振り返ったときに、生徒一人ひとりが自己の成長を実感できるような取組になってくると考えております。

3つ目は、教材を読み終わった後に問題意識を持ち、考えを深めていくことができるような授業にすることです。そのためには、生徒に問題意識を持たせるための手だてが大切になってきます。具体的には、教材が適切であるか、挿絵は効果的であるかといったことなどが関わってきます。

本市におきましては、このようなことを踏まえ、平成31年度からの「特別な教科 道徳」に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

本市の道徳の授業において、「道徳科」と言ったほうが良いでしょうか。道徳科において、どのようなところを大事にしていくべきなのか。その上で幾つか授業づくりの視点などの御説明をいただきました。

まず、このところが入り口のところになりますが、何か御質問などがございますか。

もう既に調査研究の段階でいろいろと指導主事からの説明をいただいているかと思しますので、その辺は大丈夫でしょうか。

それでは、ただいまの本市における道徳科の授業に求めるものなどですね、踏まえまして、教科用図書の審査に入ってまいりたいと思います。

それでは、それぞれの委員さん、これまで長い時間かけて研究を行ってこられたというふうに思います。

まず、皆さんのほうから8社の調査研究の中でのですね、今本市の求める道徳科の授業についていろいろお話ありましたけど、そうしたものと照らし合わせながら、ぜひ考えて採択を進めていきたいというふうに思われた教科書などについて御意見をいただけるとよろしいかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、吉崎委員からお願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

教科書に入る前に、ちょっと私なりの考えを述べさせていただきます。

小学校と違って、中学生は遅くとも5年、そして早い子は3年後に選挙権を持つようになります。つまり社会参加っていうことになります。その時に、現代の日本の状況を見ますと、私は非常に厳しい状況があるなと思っています。

例のアメフトとかですね、それからボクシングのようなアマチュアスポーツ、それに伴っての日大や、それから東京医科大学の大学の問題。さらに広く政治の問題。さまざまな問題が日本に今あります。このとき考えるときですね、何が問題なんだろうかって今の社会。それから道徳的に見た場合に、これはどういう意味を持っているのだろうかということ、やっぱり考える必要がある。ぜひ、生徒たちにも考えてほしいと思います。

そのときにですね、自分のここの、川崎も大事にしていますが、教材っていうのは、一つのそういう出来事、ケース、事例だと思えます。その事例を通してですね、そこには何の問題があるのだろうか、どういう葛藤があるのだろうか。どういう道徳的な価値を考えたらいいんだろうかっていうことを本音で考えてほしいなというふうに思っています。

自分なりの、人に言われるのではなくて、自分の頭で考えて問題を捉えてほしいなと。つまり、教材と向き合う中で自分の問題意識を持ってほしい。これを強く私は感じています。

あまり、ある一定方向に教師が持っていき、誘導しないほうが私はいいと思っています。だんだんと自分なりの問題を持ってほしい。学習を深めるごとに次第に自分なりの道徳的な問題意識を持ってほしいというふうに考えています。

そのときにですね、教材の前にどういうものが示されているのか。教材のあとにどういう問いがあるのかっていうことを、全部8社見ました。

まず、教材の前にどんなことが書いてあるか。ある会社は、道徳的な価値をはっきり書いています。公正とか誠実とか正直とか遵法精神とか公德心とか。あるところの会社はその内容のエッセンスを書いています。あるポイント、方向を書いています。ある会社は全く書いていません。最初から、主題というかテーマだけ書いてあります。何らそういう方向を示していません。

後ろの問いもですね、かなり押さえて問いの設問が2つないし3つという会社と、かなり方向性を学習テーマを明瞭に出させようとする会社、問いも多いところが幾つかありました。

まず、はじめの段階で、やはり純粋に教材に向き合ってもらいたいなと私は考えております。ですので、何も無いほうがいいかなとも思います。

そこでまず分類してみました。教材の前に何らかの方向性を示さない会社が3つあります。学研、あかつき、日本教科書出版ですね。あとの5社は何らかの方向性を示しています。道徳的価値とか内容と構成です。

何ら方向性を示さないところの会社3つを見てみました。今言いましたように、学研、あかつき、日本教科書です。教材の内容構成、それからあとの問いの押さえ方を含めると、やはり学研がいいなと私は思いました。これが最初の中の1つです。

5社のほうを見てみました。その結果ですね、子どもたちに考えさせる教材の内容の構成として優れているのは日文、そして東書、光村でした。ただ、光村今回は、昨年小学校選んでいるんですが、残念ながら、後の段階で学習テーマっていうのを明瞭に出させようとしています。場合によっては前のところに、扉のところ、教材の前には、道徳的価値が書いてありますから、正解があるような気がしてしまいます。読んでみますと。ある方向に誘導される感じがします。問いも多いんです。今回ちょっと多く出し過ぎているなっていう感じがしました。

比較的よく抑えているのは東京書籍でした。

日文は非常に方向性は出すんですが、学習の仕方、例えば議論の仕方、ロールプレイング全て、そして学習ノート、非常に丁寧なんですが、ちょっと多くやり過ぎているなど。教師の授業のや

り方としては方向に引きずられ過ぎるんじゃないかなと感じました。

その結果、何らかの方向性を示している5社の中では東京書籍が私はいいと思っていました。

ということを考えますと、私自身はあまり方向性を出さずに子どもたちにそこでの教材の問題は何なのか、そして道徳的テーマは何かをじっくり考えさせたい、そして議論させたいと思いますので、第一候補は学研、第二候補は東京書籍と考えています。

以上です。

【渡邊教育長】

まず、吉崎委員のほうから「方向性」とか「問い」というのが1つのキーワードになるかと思いますが、そうしたことの中でいろいろと説明がありまして、学研、東書という名前が挙げられました。

では、前田委員よろしいですか。

【前田委員】

私は吉崎委員がおっしゃった中で少し考え方が違うのは、内容項目を教材の前に示すことや、そういう教材の前に内容項目や考える方向性を示すことについては、あまり大きな問題とは考えないんですね。ただ、あとの問いの質や量ということについては同感だと思います。

そして、何も書いてないほうがいいというふうなことについては、最近日本人の道徳性の課題として、思考の放棄っていうようなことが言われていて、日本人はどうしても道徳的な問題に直面してしまうと思考を放棄する、そういうイメージがあるっていうようなことも言われていますので、確かに将来的には吉崎委員がおっしゃったような、何もないところから子どもの問題を紡いでいくっていうのがなっていくんだろうなというふうには感じますが、ただ、今の現状を考えると、例えば新学習指導要領でいろいろな準備がありますので、段階を踏んでということ、ある程度の考える方向性と、学習の手引きみたいなものは、ある程度はあったほうがいいんじゃないかなというふうに考えています。

特に中学校は、小学校であれば学級担任で授業を行い、免許的に言っても小学校は全教科ですから、学級づくりにも道徳の教材研究は役立つでしょうし、そういう点は考えられるんですが、中学校の場合には教科を担当し、そして部活動もあり、担任になると学級経営もあり、そして道徳の教材研究となると、なかなか時間的にも難しくして、働き方改革で学校を早く帰りましょうというようなことを言われているんですが、一人でやるわけではないんですが、チームで教材研究もされるとは思うのですが、ある程度考える方向性と学習の手引きみたいなものは必要なというふうに、1点目は考えています。

それから、2つ目は多面的、多角的に考えを深めるためには、先ほどの指導主事の御説明にもあったとおり、少人数の話し合いが重視されるべきだと考えるんですね。

そういう意味では、話し合いのルールとか、話し合いの手順みたいなものが、どれだけ充実しているかなっていう観点で見ました。そういう意味では、学校からの調査報告書の⑤の授業の進め方に関することを見て、私は東書が一番そういう点では充実しているかなというふうに感じました。

それから3点目は評価についてということで、教師はしっかりした指導観を持っていないと評

価ができないと思いますし、やはり書くことの苦手な子どもへの配慮、そういうものも必要かと思えます。

また、個々の内容、項目ごとの評価ではなくて、大きくくりなまとまりを踏まえた評価になっているかどうか、そういうことも見てみました。

そういう点で光村などはそういうことを十分踏まえてやっているかなということを感じて、私としては東書、光村あたりがいいかなというふうに今考えています。

以上です。

【渡邊教育長】

吉崎委員とは違った視点でのお話ありがとうございました。

順にそれぞれ委員の皆さんから伺っていきたいと思います。次は小原委員、よろしいでしょうか。

【小原委員】

私が教科書を見て思っている部分というのは、全体的などの教科書においても情報モラルの部分がちょっと現実と違うっていう感じがしなくはないというふうには思います。もちろん、今ある課題に近いものがあるなどというのはあるんですけども、多くのものが現実的な情報モラルの課題とはちょっと設定が違っているのではないかなというところがすごく残念に思っております。

また、キャリア教育っていうところが割に勤労と被ってしまうように見る事ができたので、そこも残念な部分ではあるというふうに思っております。

先ほど、お話の中で、教材の前に何かテーマとか目安とか書いてある、書いてないという観点があったと思うんですけど、私もその点を考えれば、確かに書いてないほうがよいのではないかなというふうには思うのですが、ただ、現実に授業をしていくということ、子どもたちがどういうふうに取り組んでいっていかってということを考えると、そこはさすがにやはりまだ難しいのかなというふうに思っている部分もあります。

そういうことを踏まえて、それぞれの教科書を見ております。

中には、漫画などを使っている教科書もありますので、その辺なんかは割と子どもたちにも入っていきやすいものになっているのではないかなというふうに思っております。

その中でですけども、私がよいなというふうに感じているのは、⑤の調査研究報告書の中でも、一番最初に出てくる東京書籍のところの内容のところ、調査研究報告書でも誰もがスムーズに学習に入っていくことが期待できる内容となっているなどと書いてあるんですけども、それを見た上でこの教科書を改めて見ているところで、入りやすいというところは共感できるというふうに思います。

また、全部の教科書をいっぺんに並べてみると、見やすさという部分では、文字が大きくて見やすいというふうに調査研究報告書の⑤のほうで学校図書のやつにも書いてあるんですけども、確か学校図書の教科書はぱっと見たときに見やすい文字になっているというふうに感じております。

小学校のときに、小学校の道徳教科書の採択をするときに、ノートの話をしていたと思うのですが、現実学校の中ではワークシートのようなものを用意して書くことも行っているんで、改め

てノートということも、もう一度フラットに考えていこうというふうに思っておりまして、ノートを取り扱っている教科書が2社ありました。日文とあかつきです。

あかつきのほうは、1つの教材に対して1つのノートという形ではなくて、日文のほうは1つの教材に対して1つのノートのページがあるという形なので、取り組みやすさからすれば日文のほうでノートを使うのであれば取り組みやすいというふうに感じてはおります。

ただ、小学校のときの議論があったとおり、ノートの取り扱いに関しては、書くことに専念にしようという懸念もありますので、その辺は考えていかなければいけないのであろうというふうに思っております。

私が教科書としてよいであろうというふうに、道徳の教科書としてよいであろうというふうに考えているところですが、最初に東書。ノートを使うとかがあっていうふうに考えるのであれば日文。見やすさの点で学校図書というふうには考えております。

今、私が考えているところはそういうところです。お願いします。

【渡邊教育長】

また違った視点を加えながら今御意見をいただきました。

また、それぞれ全体で御意見いただいた後ですね、今取り上げられたようなことについてどのようにお感じになられたのか意見交換してみたいと思います。

続きまして、中村委員お願いしてよろしいですか。

【中村委員】

8社の教科書を読ませていただきました。

それぞれに工夫されていると思いました。例えば、道徳教育として指導すべき内容に4つの視点があるのですけれども、その説明やいじめの構造の図解などでは日文の説明がとてもわかりやすく、よく練られていると思いました。また、東書には登場人物や人物の心の葛藤を2つの色の円グラフで表す、心情円というツールも付いており、言葉では表現しにくいことを可視化する工夫などは生徒にも興味を持ってもらえるのではないかと思います。

それぞれに工夫された教科書を見ながら私は改めて、公教育の役割や道徳のあり方について考えさせられました。御存じのとおり、今日もとても暑いんですけれども、世界的に例えば気候変動による災害が起きています。子どもたちが大人になるころには、本当に多様な課題がより複雑化、深刻化していることでしょう。また、様々な課題が単体として、また日本国内の問題としてのみ存在するのではなく、世界の多様な課題と複雑に入り組んで、何が問題なのか、課題の枠組みがますます見えにくくなっていくと思います。

つまり、課題の枠組みも見えにくければ、唯一の正解というものがあるわけではない時代にますますなっていくのであり、そのような中で生きていくためには、大人の言うことを鵜のみにしたり、自発的服従をするのではなく、身の回りにある様々な課題や、アンコンシャスバイアスに気付く力が大事だと思います。

また、ピンポイントで与えられた課題に答えられる人ではなく、生涯にわたり自律的に学び続ける者として、将来に出会うさまざまな問題に対して、他力本願になるのではなく、自ら課題を設定し、多様な価値観の人々とともに、探究的・協働的に学び合い、解決する力というものが大

切になってくると思います。

それは川崎の共生・共育とかの考え方と同じだと思います。

道徳について考えてみますと、「考える道徳・議論する道徳への転換を図る」ことや、「教員も生徒とともに考える姿勢を大事にすること」と、学習指導要領にも書かれておりますし、従来の学習や教育のあり方からの考えの転換が必要だと考えています。

また、自由闊達な議論を促すためには「方向づけをし過ぎない」ということと、「評価」のあり方が重要になってくるのではないかと思います。

そこで、方向づけということと、評価の2点から教科書を特に読ませていただきました。

まず、方向づけをし過ぎないという点なんですけれども、学習指導要領解説にも、「教師が特定の価値観を生徒に押しつけたり、指示どおりに主体性を持たず、言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」と書かれているとおり、特定の価値観を押しつけるような方向づけをするのではなく、多様な意見を尊重し、議論し合える道徳となってほしいと思います。

そう考えると、廣済堂あかつき、日文にはノートがついており、どうしても考え方の方向づけが示されているように見えました。また、学校図書にはノートがないのですが、教科書内に3期に分けた「学びの記録」を書くページや「心の扉」などがあり、確かに振り返るといふことは大切なんですけれども、考え議論するというよりも、示された方向に考えていくことになるのではないかと、また書くことに時間を割かれそうな気がいたしました。

評価という観点については、先ほど指導主事のほうから説明があったのですが、指導要領には、道徳においては「数値などによる評価は行わないものとする」ということが書かれています。

また、指導要領解説には、「個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること」などと書かれていることなどを踏まえますと、8社中の5社に3から5段階評価をするページがあり、違和感を覚えました。どの会社も、振り返りや自己評価であり、教員からの評価ではありません。しかし、子どもたちに「数値による評価を行わない」、「道徳科の評価は調査書には記入せず、入学者選抜の可否判定に活用しない」と幾ら言ったところで、中学生くらいになれば気になるのではないのでしょうか。

また、ミシン目がついて切り離して提出できるようになっているものもあることを考えると、提出することが前提の自己評価になってしまうということが懸念されます。

このように考えると、私は学研と光村がよいのではないかと思います。

学研は、先ほど吉崎委員がおっしゃっていたように、最初に主題が書かれていないので、生徒が自ら課題を発見したり設定することができるので、考えを広げられるのではないかと思います。

また、他の教科書は、「こう考えさせたいのね」ということを読んでいて何となく推測できるのですが、学研には、「これはどう考えればよいのか、こうとも考えられるな」と私自身も悩んでしまう教材が幾つかあります。私は道徳の教材というものは、そのようなものが大事ではないかと思います。

また、その観点に関しては、調査研究報告書⑤の、学研の構成・分量・装丁のところにも書いてあるのですが、先生方の意見としましても、「ねらいの表記がないので、生徒に想像させやすい、生徒の問題意識を大切にしている」というふうに先生方の意見からも出ていますし、「発

問の表記が少ないので、教師が授業を組み立てやすい」ということも書かれているので、先生方の意見にも沿ったものになるのではないかと思います。

次に光村についてなんですけれども、教材に深さがあると思いました。また、考える視点とともに「見方を変えて」という問いもあり、誘導的な部分もちょっと懸念はされるんですけれども、考えを膨らませることができるのではないかと思います。また、「何だろう何だろう」などは、授業以外でも読んでみたいと生徒が思いそうなページで、大人の私が読んでも面白いと思いました。現代的課題としては情報モラルやいじめ問題のみならず、選挙権やマイノリティのことなども書かれていましたし、内容の幅が広いと思いました。

また、いじめに関しては2年生の「いじめといじり」などについては、生徒の日常的に起こりそうな問題で議論をしやすいと思います。

その点に関しては、先生のコメントにも書いてありました。⑤の光村の内容というところを見ますと、先生のコメントとして、『「いじめといじりの違い」というページがあり、今の中学生にぴたりと合う。』ということが書かれています。

ただし、吉崎委員が御懸念されたように、学びのテーマや問題が多いということが気になりました。

逆に、多いからこそ全部を扱わずに教員が生徒の状況を見て取捨選択すればいいのかなということも思ったので、どちらも教材そのものに力があり、その授業では腑に落ちなくても、心のどこかに残っていくのではないかと思います。

また、教員が生徒の様子を見ながら授業をつくりやすいという点では1番が学研で2番が光村というふうに思います。

【渡邊教育長】

評価のあり方なども含めて、中村委員からの御意見がございました。

それでは、高橋委員よろしいですか。お願いします。

【高橋委員】

私は、保護者代表ということもあって、教え方ということについてわからないので、子どもが教材を読んだらどういうふうに感じるかということ、それからあと川崎市子どもたちにとって、どういうものがあるのかという点について一番重要視して読ませていただきました。

この中で、考える道徳、議論する道徳ということで、それから子どもたちが共感して、自分事として考えられるということがすごく重要だというお話もあって、私もそのように考えてほしいなという気持ちがあったので、中学生が共感しやすいかどうか読んでというところもすごく重要視させていただきました。

全体の感想としましては、本当に各社いろいろな工夫がされていて、漫画が載っていたり、それからいろんなデータを示していたり、それから写真の使い方も見開き全面で写真だけがあるとか、黒っぽい写真のところ白抜きの字があるとか、文章を補填するような、補完するようなイメージしやすいという教材の工夫もたくさん見られて、自分の教科書とは大分変わってきたんだなということを感じました。

会社さんによっては本当に、中学生が主人公になるような話題がとても多くて、中学生が自分

のこととして話に自己を投影して考えられるような、そういう教材選びをさせているところもたくさんあってよかったなと思ったんですが、反面、すごく設定が昔で、ちょっとこの設定を中学生が自分のものとして共感できるのかなっていうのをちょっと疑問に思うというか、自分でもかなり難しいなというような教材もありました。

それから、道徳の授業なので、あまり文章が難し過ぎると、国語と違って文章を理解するのに時間がかかり過ぎてしまって、議論をするというところまで、考えて議論するところまでいけるのかなっていうふうを感じる教材もあったので、わかりやすいものがやっぱりいいのかなというふうにも感じました。

それからちょっと言葉はあれなんですけど、上から目線というか、大人がこういうふうにして、なってもらいたいというか、価値観の押しつけにしないように工夫はしてあるんだけど、やっぱり直感的に何となく上から言われているように感じてしまうような教材がまだ結構あるのかなというふうに思ったところです。

それから、展示会のアンケートを全部読ませていただいたんですけど、ノートに対して書くことへの負担になりませんかというふうな御意見があったんですが、私も考える授業なので、ノートが、書くものがたくさん用意されてしまうと、子どももそちらに意識がいつてしまって、特に私、子どもが通級に通っていたことがあったりしたので、やはり書くことにすごく難しい、困難というか、書くことが大変なお子さんというのを自分の子どもも含めてたくさん知っていると、親御さんの話とかも聞いているので、書いていると考えられないっていう子が結構いるっていう現実があるので、ちょっとノートがあるっていうのは負担になってしまうのかなというふうに私も感じました。

それで、すみません、まとまっていなんですけど、中学生が読んで身近に感じて共感できる、わかりやすい、それからなるべく考えると、話し合うということに子どもたちが集中できたり、子どもたちの考えを想起させるというか、課題意識を持ちやすいというか、持たせられるような教材というのを一番に考えたときに、教材の内容としては、光村さんのものが各学年バランスよくいいものが多くて、教材の内容としては一番光村さんがいいなと思いました。

ただ、教材の内容を一番に考えたとしても、やはりちょっとテーマとか教材のあとの説明とか設問のところに、やっぱり意図が入り過ぎているというか、こういうことを話し合っほしい、考えてほしいというところが、ちょっとたくさん書かれ過ぎているのかなと。そして、子どもたちの考えとか議論というのが、ある程度方向づけをされやすい教材が多いのかなということで、教材はいいんだけど、ちょっと方向づけがされ過ぎているのかなというのは懸念として感じました。

それから日文さんも教材自体の内容は素晴らしいと思ったんですが、やっぱりノートがかっちり用意されているということで、授業の型がもう決まっちゃうんじゃないかっていうような気がしてしまって、先生方が授業はやりやすいのかなって思う反面、画一的な授業にならないかなというか、子どもたちがもっと自由にいろんな意見を出せる余地がちょっと減ってしまうのかなというふうに思いました。

学研さんは、学年によってちょっとばらつきがあったなとは思っていて、すごく素晴らしい学年と、ちょっともうちょっとかなという学年もあったんですけど、やっぱり読んでみて、心を揺さぶられるようなテーマがありまして、子どもに考えてもらいたいなというテーマも多かった

なというふうに思いました。

東京書籍さんは、生徒作文をすごくたくさん取り入れてあって、中学生が身近に感じられる内容もすごく多くて、そこはすごく評価できるんですけど、生徒の作文の中に、生徒さんの意見が一番最後のほうにかっちりきっちり書かれてしまっているところがあって、何というか、全体に作文としてはすばらしいんですが、本当に典型的な優等生が書くってというようなものもあって、大人としてはこういうふうになってほしいなっていう気持ちもあるけれど、同じ中学生として読んだときに、きれい過ぎるといって、考えがすばらし過ぎて、逆に遠いものを感じてしまう。

設定とかは主人公という、書いている人は中学生なんだけれど、でも遠く感じてしまうというような教材があって、そこがちょっと扱い方によってはいろんな議論が残せるとは思うんですけど、ちょっと難しい教材なのかなというふうに思いました。

ということで、いろいろ考えたんですけど、1番は、私の中では1番が学研で、2番が光村さんということになりました。

【渡邊教育長】

1番が聞こえなかったんですけど、1番をもう一度言っていただけますか。

【高橋委員】

1番が学研で、2番が光村です。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。学研、光村さん。

今、5人の委員さんから伺いましたが、私自身も調査研究は8社全て行ってまいりましたので、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

8社それぞれよく工夫されてつくっていらっしゃるなという、率直な感想で、初めての中学校道徳科の教科書としては力を入れてなさっているんだろうということは感じました。

その上で、やはり読み物が中心になりますので、読み物の質の高さというところを大事にしていかなければいけないなというふうな見方をすると、委員のお話の中にもありましたけど、光村の取り上げているような読み物の資料ですね、どれも非常に質が高いものがそろっているように感じました。

東書のほうもですね、生徒作文を多く取り入れていて、それなりにお考えがあってつくられたんだろうなというふうに思いましたが、これも委員のお話にありました、非常にいい作文ですね。非常にきちんとした意見を述べている作文が多いが故にですね、例えば決まりなどについてもですね、だめなものだめと言える、悪いことは許さない心を持ち続けることが大切だと思いますというふうな結論づけているような、中学生としては大変立派な意見の作文なんですが、道徳の授業で扱うには、それをどういうふうに先生が生かしていくのかなということを考えると、逆の意味で難しさを私は感じてしまったんですね。

それから、丁寧さで言えば日文のノートの問題はありましたが、学習のつくり方としてはよく考えてらっしゃって、ノートの中でも1時間の中の生徒の変容をしっかり追っていくというふうな姿勢があってですね、学習状況の評価を捉える意味では大変いいものではないかというふ

うに思います。

ただ、これも御意見ありましたように、50分の授業の中で読む活動、話し合う活動を大事にしていこうとすると、各活動がやはり時間がとられてしまう懸念もあるし、現場の声を聞きますと、それぞれワークシートを活用して子どもたちの声を拾ったりすること、あるいは変容なども追っているというふうな御意見もありましたので、そうなりますと昨年の小学校のときにもノート議論はありましたけれども、本市においてはノートは必ずしも採択の大きな要素にはならないのかなというふうな感じもしております。

それから文字の見やすさでいきますと、8社並べてみますと委員の皆様も感じられたかもしれませんが、学校図書の活字が大変読みやすいですね。いろいろと取り上げている資料で読み物だけではなくて、漫画のようなものとか写真を中心にしたようなものとかありまして、これはこれで工夫されていらっしゃるなというふうな感じがいたしました。

特に最初の議論にもありました、はじめに方向性とかを出すか出さないかっていうところですが、一般的な道徳の授業を見る限りにおいては、例えば、はじめに思いやりという言葉があるから、それで授業が引きずられてしまうかという、必ずしもそういうものではないだろうと思えますし、むしろいろんな葛藤場面が教材の中で用意されていますので、その中で、はじめに内容項目が示されているかいないかにかかわらず、授業が展開されているのではないかというふうに思いました。

あと、問いが多いか少ないかというところで、これも難しいところでもありますよね。問が少ないと先生の裁量がしやすいというふうなお話もある一方で、大変、経験10年未満の先生が各学校、半数以上を占めるような実態に今なっています。そういうことを考えると、方向性を示すというのではなくて、道徳の授業の中で、やはりどういう問いかけが、発問が重要性を持つのかということですね、考える意味は私はあるのかなというふうに思っております。

そんな印象で思いますのは、私としては光村、それから内容の工夫と面白さと文字の読みやすさでは学校図書などが大変関心を持った出版社として挙げさせていただきたいというふうに思っております。

そうやって見ますとですね、複数の委員さんから挙げられた名前としては、学研、東書、光村という形になるかと思うんですけども、このあたりの出版社から絞っていくというふうな話でこの後進めてよろしいでしょうかね。

それで、中村委員でしたか、評価についてのお話がありましたね。展示会のアンケートの中でも、道徳の評価ってこれからどうなるんだっていうふうな御心配の意見もありましたので、ちょっとここで改めて道徳科の評価について指導主事のほうから少し説明、お願いしていいでしょうかね。

【水之江カリキュラムセンター指導主事】

それでは説明させていただきます。

道徳科に評価につきましては、生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめて、認め、励ます個人内評価であることが学習指導要領解説特別の教科道徳編に示されております。

また、道徳科の評価は選抜に当たり、客観性、公平性が求められる入学者選抜とはなじまないものであり、このため道徳科の評価は調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活用するこ

とがないようにする必要があることも示されております。

以上になります。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。

入学者選抜などの資料にはないという、そういったお話もございました。また、私も文科省のほうから説明いただいた中でもつけ加えさせていただきますと、1時間の評価ということよりも、少し長くまとまった状態の中で子どもたちの変容を見ていこうというふうなお話もありましたので、年間を通して子どもたちがどういうふうな道徳の授業の学習状況であったのかということに大事にしていこうというふうなお話もありましたので、アンケートなどで懸念されている方もありましたけれども、その御心配はないということで御理解いただけるとよろしいのかなというふうに思っています。

では、委員の皆さんからお話がありました、学研、東書、光村の3社を基本にしなごうですね、さらに少し協議を深めてまいりたいと思いますので、その上でも御意見をいただけるとありがたいと思います。

よろしくお願ひします。

前田委員、お願ひします。

【前田委員】

そうすると、学研のほうは問いが少なくて教材の前に観点も示していない、東書と光村はある程度考える主題名とか学習のテーマ、問いの数は多少差があるけれどもという形になるんだろうと思うのですが、調査研究報告書の5番、先ほど中村委員が学研のほうで取り上げられて、そういう意見もある反面、東書であれば導入で主題に関する投げかけがされており、生徒が問題を見つけたり把握したりしやすいとか、問題解決的な学習の流れが定義されており、授業が進めやすいとか、学図であれば題名の下に学ぶべきテーマがとか、書いてあるところも先ほど教育長も言われたように、いわゆる道徳の発問を考えただけで参考にもなるわけなので、そういう意味では光村も確かに多過ぎるかもしれないけれども、高橋委員でしたか、取捨選択して使うとか、そういう参考にはなると。先ほど申し上げたように、今の新指針に向けてのいろんな学校の現時点の現状を考えると、私はあってもいいのかなというふうな。そして段階的には、確かに考えることが大事なので、ただ、教材研究が十分できないまま道徳の授業が始まってしまうと、結局一番手抜きになる授業が道徳になってしまって、考え議論する道徳なんだけど、議論が空回りしてしまわないかなと、そういうことでの心配もありますので、今の段階では私は少しそういうヒントになるようなものがある教材がいいのかなと、そんなふうに感じました。

【渡邊教育長】

ここは、それぞれお考えがいろいろ分かれたところでもございまして、吉崎委員、改めていかがでしょう。

【吉崎教育長職務代理者】

我々も道徳でどんな授業を受けたのかなというのを、50年くらい前なのでちょっと記憶が薄くなってはきていますが、最近の道徳の授業などを見てもですね、やっぱりもう、日本人は考えをちょっと変えないといけないなど。しっかり自分の頭で考えないとまずいよね。何か人に、何となく言われたものを受け入れちゃって、それで安心して、何か自分の頭で本当に考えているんだらうかっていう、すごく疑問があるんですね。ですから、教師にもあまりそういうものに、不安は多分、今前田さんおっしゃられるように、50分の中で方向性もなく、まず教材与えられて、そこが何が問題なんだろうか、ここで道徳のどういうことを考えていったらいいのだからということ、かなり子どもに投げかける形になってしまうわけですね。

私はそれでいいと思っています。だんだんそれが、やっぱり考えていくうちに、こういうふうには考えなくちゃいけないよねって、そういう状況のほうがいいと思っています。何か安心して、寄り添うっていうとね、寄り添ってしまっている。示唆が最初にあたり、後ろに何かありますとね、教師のほうも子どものほうも何となく予定調和の中で道徳が進んでいて、本当に日本人考えなくちゃいけないよねっていうところになかった点が、大きな考え、議論する道徳だと、考えるっていうのは自分の頭で考えてくださいと。ただ、その考えは他の人の考えが違うので、多様な考えの中で広げてくださって、深めてくださってということだと思っております。

でも自分の考えがなくてですね、考えは広まらないし、深まらないと思っております。だから、最初は非常に教材を読んでいて不安で、何考えていいかわかんない子どもだんだんとやっぱり考えていくと思っております。教科の授業って言っても、国語や数学の授業じゃないので、正解はないわけですよね。ですから、そういうことをやっていく大きな転換を示すほうの教科書のほうがいと私は思っている。

東書も悪くはないですよ。2番目に上げていますから。でも、私は非常に抑制したほうがいいと思っています。考えさせていく中で、教師と子ども一緒に考えていくと。そういう形で、やっぱり私は学研を1位としています。

以上です。

【渡邊教育長】

学研図書、比較された中で学研のほうというお話がありました。

前田委員、先ほどお話いただきました、先ほどは東書光村という2社挙げていらっしやいましたけど、少し絞り込む段階ですので、どちらのほうにされますか。東書のほう。

中村委員は、学研、光村。

高橋委員、光村、学研。

小原委員が東書、日文という。日文は少し少数でしたけれども、少し絞った形での御発言いただけますか。

中村委員、お願いしていいですか。

【中村委員】

私も学研がいいと思います。

前田委員から、段階的にやっていく必要があるんじゃないかっていうお話があったと思うので

すけれども、もし段階的にやっていくのであれば、最初からやってしまったほうがいいと思うんです。そうしないと、結局は考えなくなってしまうんじゃないかっていうことが懸念されます。

それから、道德の授業においては、普通の、例えば算数とか国語とか、中学ですから数学とかですか、そういうものとは違いまして、先生が公式とか答えを持っている必要はないんですね。学習指導要領解説などにも、先生も一緒に悩む姿勢を見せることが大事だと書かれていますので、先生と一緒に子どもと考えてほしい。一緒に考えていくと、大変かもしれないんですけども、学級経営がうまくいくんじゃないかな。子どもたちのことがよく見えてくるんじゃないのかなっていうことなども考えると、学研がいいんじゃないかと思います。

【渡邊教育長】

比較した中で学研というお話がございました。

高橋委員、光村学研とやはり2社を挙げられていますが、少し絞り込んだ形で御意見いただけますか。

【高橋委員】

すごく単純に言うと、教材の内容的には光村のほうがいいんですけど、教材の内容も含めて考える授業とか、議論する授業っていうことを考えたときは、やっぱりちょっと光村だと方向づけがされ過ぎてしまうかなという懸念があって、学研は子どもたちの心を揺さぶるような教材が幾つかあったということと、やっぱり目次のあと、学研さんも目次のあとに、よりよく生きるための22のこととか、さまざまなテーマで学ぼうっていうところで、何となく方向性をこう見れば見えるようになっていてということと、とは言っても、ぱっと開いたときに、タイトルを見てそこで一瞬これは何だろうって、まず1回考えると思うんですよ。やっぱり開いたときに、光村とか東京書籍さんもそうですけど、何かテーマみたいなのがあると、答え探しをしちゃうのになって。自分が答え探しをしてしまうタイプの子もだったので、多分そういう勉強ができた、結構いわゆる優等生と言われるような子たちの中には、答えを探しちゃう子って結構いると思うので、やっぱりそうはいつでもあるとないだ、ないほうがいいのかなっていうところで、子どもたちが考える、議論する幅を広げるという意味で、そちらを重要視して学研さんを1番にします。

【渡邊教育長】

それでは、小原委員、複数上げられましたけど、改めていかがでしょうか。

【小原委員】

まず、ノートのお話があったので、ノートに関しては、先ほどの他の委員からの御意見もあったので、まず日文はないであろうというふうに考えております。

それと、見やすさの点で学校図書というのもあるんですが、ちょっとまだ学校図書が調査研究⑤の報告書の中で、学校図書のところは、これまでの教材も使われておりなじみやすいとかっていう、現場の御意見もあるのは承知しているのですが、学校図書と東京書籍どちらかというふうなことを考えた場合には、東京書籍のほうになるかなというふうに思っております。

書く部分、書き込みの部分とかっていうのもあるんですが、しゃべることが苦手な子ももしかしたらいらっしやるかもしれないというところで、書くことは否定はできないというふうに私は思っていますので、もちろん書くのが苦手な子もいて、しゃべるほうが得意な子もいるというふうには考えております。

それを踏まえた上で、あと、授業のやりやすさを考えると、何かきっかけがないと気づかない子もいるのではないかっていうことも考えてしまうところがありますので、やはり東京書籍、絞るとすれば東京書籍というふうに考えています。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。

絞り込んでいただきますと、学研が3人の委員から、東書が2人の委員からという形で絞られてまいりました。

なかなか、それぞれお考えがあつてですね、もっともなところはございますけれども、全体としては学研が皆さん支持されてもよろしいのかなって感じがするんですが。

議論の経過からしますと、本市では学研という結論になるかと思いますが、前田委員、小原委員、よろしいでしょうか。それで。

それぞれ、お考えがあると思いますし、あえて採決をするような形をとらないで、最終的には皆さんの合意でという形にしたいと思いますので、それでよろしければ採択という形で、この議案第31号につきましては、学研を採択にしたいというふうに思いますが。

正式名称が、学研の「中学校の道徳 明日への扉」という形になりますが、ではよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

特に異議がないようでしたらば、それでは議案第31号につきましては、そのように採択させていただきます。

初めての道徳科の教科書ということで、いろいろと悩ましいところもございましたけれど、今回の採択、あるいはそれ以前の多くの調査研究を続けて、何か御感想とか、あるいは御意見のようなものがありましたらば、少しお話しいただければと思いますが、何かございますか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

郷土のことを考えるっていう大きなテーマがあつたと思うんですけど、川崎、残念ながらのかな、川崎についての身近な教材というのが結果なかったのですが、なかなか川崎市の子たちが、自分のこととして考えられるような、そういう教材も少なかったのかなと。やっぱり、郷土、ふるさとと言うと、全国を対象にしている教科書ですので、いわゆる田舎というか、地方とか例えば過疎が進んでいるような村のお話とか、町の話とかっていうようなものが教材として出てき

ているんですが、正直自分の、川崎で生まれて川崎で育った子どもが、この文章を読んでどこまで自分のこととして考えられるのかというのが、不安になりました。

教科書、いろいろ私も知らなかったことがたくさんあったんですが、教科書は絶対のものではないと。必ずこれを全部教えなければいけないというものではないというふうに勉強の過程でも伺って、やっぱり今後子どもたちが自分たちの住んでいるところ、自分たちの生活しているところで郷土とか、そういうことを考えられるような教材があってほしいなというふうに、これは感想なんです、あってほしいなというふうに感じました。

【渡邊教育長】

取り上げられている読み物についての感想という形でお話がありました。

先ほども、少し今の子どもたちにとってはわかりにくいような、少し、時代背景が少しどうなんでしょうかっていうふうなお話もございましたね。ちょうど8社で共通しているのが、「足袋の季節」というのがあって、なかなか雪の中ですね、大変感動的なお話なんでしょうけど、時代背景とか状況がわかるのかなってというふうな感じなどが私もしておりますし、その辺で読み物でも取り上げるのって難しいなというのが改めて思うところです。

他の委員さん、いかがでしょうか。御感想でもあれば。

特によろしいですか。

それでは次に移らせていただきます。

議案第32号 平成31年度使用中学校教科書用図書（道徳を除く）の採択について

【渡邊教育長】

「議案第32号 平成31年度使用中学校教科書用図書（道徳を除く）」、これの採択についてでございます。

説明を指導課長にお願いいたします。

【久保指導課長】

それでは、「議案第32号 平成31年度使用中学校教科用図書（道徳を除く）の採択について」説明を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年とすることが定められております。

中学校につきましては、平成27年度に、平成28年度から使用する教科用図書についての採択替えを実施したことから、平成31年度に使用する教科用図書については、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務付けられております。

平成31年度に使用する教科用図書につきましては、議案書の一覧表のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

ただいま説明をいただきましたが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、これに基づきまして、平成31年度使用教科用図書は、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられているということでございました。

これについて何か御質問ございますでしょうか。

特にないようでしたら、それでは議案第32号を原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第32号は原案のとおり採択いたします。

議案第33号 平成31年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について

【渡邊教育長】

次に、「議案第33号 平成31年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について」でございませう。

説明を指導課長にお願いいたします。

【久保指導課長】

「議案第33号 平成31年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について」説明申し上げます。

川崎高等学校附属中学校の教科用図書につきましては、公立の中学校で、学校教育法第71条の規定により、高等学校における教育と一貫した教育を施すものについては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、学校ごとに種目ごとに採択を行うものと規定されておりますので、議案第31号及び議案第32号とは別に採択を実施いたします。

議案書を1枚おめくりください。今回調査研究の対象となった、道徳の教科用図書一覧でございませう。この中から、平成31年度に使用する、道徳の教科用図書の採択を行うものでございませう。

議案書をもう1枚おめくりください。道徳を除く教科用図書につきましては、平成27年度に、平成28年度から使用する教科用図書についての採択替えを実施したことから、平成31年度に使用する教科用図書は今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【渡邊教育長】

ただいま説明いただきましたように、川崎高等学校附属中学校の教科用図書につきましても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、道徳を除く平成31年度

使用教科用図書は今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられているということでございました。

また、道徳の教科用図書につきましても、先ほど慎重に審査いたしましたけれども、平成31年度使用中学校教科用図書道徳で採択されたものと同じ教科用図書を採択ということをしたと思いますけれども、これについて何か御質問、御意見ございますでしょうか。

特によろしいようでしたら、道徳を除くものにつきましては、これまでと同一のものということで、道徳につきましては、先ほど採択されました、学研の「中学生の道徳 明日への扉」を採択するという形で議案第33号を原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第33号は原案のとおり採択いたします。

議案第34号 平成31年度使用高等学校教科用図書の採択について

【渡邊教育長】

次に、「議案第34号 平成31年度使用高等学校教科用図書の採択について」でございます。これにつきましても説明を指導課長にお願いいたします。

【久保指導課長】

「議案第34号 平成31年度使用高等学校教科用図書の採択について」説明申し上げます。

高等学校の教科用図書は、学校が教科用図書目録に登録されたものの中から、毎年度、使用する教科用図書を選定しております。

はじめに、配布資料の「平成31年度使用教科用図書採択の観点（高等学校）」をごらんください。こちらは、各学校に設置され、教科ごとに全ての教員で構成された「校内調査研究会」において、各学校の学校目標や教育方針等に即し、各教科の「教科目標」や「育成したい資質能力」などを示したものでございます。

続きまして、「平成31年度使用教科用図書採択候補一覧（高等学校）」をごらんください。こちらは、「校内調査研究会」で選定候補として調査研究した調査結果報告書及び各学校で教科ごとに選任された教員で構成される「調査研究会」で作成した調査研究報告書をもとに、学校長を長とした「校内採択候補検討委員会」において作成されたものでございます。

複数の教科用図書の中から、採択候補の教科用図書に丸印をつけたものとなっております。いずれの資料につきましても、教科用図書選定審議会において審議され、最終的に教育委員会において、高等学校で使用する教科用図書の採択を行うこととしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

高等学校の教科用図書につきましては、毎年度学校が教科用図書目録に登載されたものの中から採択を希望する教科用図書を選定することとございました。

これまでいただいた御説明に対して何か御質問とかございましたら、お願いしたいと思います。

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

審議会から何かついていますか。コメントないし、こちらに対して。

【久保指導課長】

審議会におきましては、教科書そのものに対しての御意見というのは特にございませんでしたが、全般にわたる御意見といたしましては、今年度から調査報告書に各校における教科の目標ですとか、育成したい資質能力といったものが示されていることから、それに応じた教科書が選定されているというつながりがわかる、その点からも各校で生徒の実態に応じた教科書が選定されていると感じられたといったものがございました。

以上でございます。

【吉崎教育長職務代理者】

これまでの教科用図書選定審議会の審議結果、また補足意見等があった場合には、採択についても大変慎重に審議をしてみましたが、今の吉崎委員の御質問に対するお答えでは、特に教科書の内容についての御意見というものはなかったということによろしかったですね。

そういう状況だそうでございます。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

すみません。私、今回が初めての教科書の採択なので確認させていただきたいんですけど、今のお話だと、各学校の校内調査研究会で上がってきたものが基本的にはそのまま採択されるという理解でよろしいですか。

【渡邊教育長】

特にこれまでの採択の中ではですね、基本的には学校が上げてきたものを採択するという形でありまして、先ほどもお答えいただいたように、この審議会等から意見いただいた場合には、改めて慎重に審議をしたという、そういう経緯なんですね。

【高橋委員】

わかりました。

【渡邊教育長】

他の委員さんはよろしいでしょうか。

ただいまの議案第34号でございますが、原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第34号は原案のとおり採択いたします。

議案第35号 平成31年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科書）

議案第36号 平成31年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書）

議案第37号 平成31年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

議案第38号 平成31年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第35号 平成31年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科書）」、「議案第36号 平成31年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書）」、「議案第37号 平成31年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）」、「議案第38号 平成31年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）」、これら議案4件につきまして、いずれも特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の議案となりますので、議案4件を一括して審査したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、御異議ございませんので、ただいまの議案4件を一括して審査いたします。

それでは、議案第35号から議案第38号の議案4件につきまして、説明を指導課担当課長にお願いいたします。

【加藤指導課担当課長】

それでは、まずはじめに資料をごらんください。

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について、御説明させていただきます。

1をごらんください。教科用図書は、学校教育法第34条第1項に基づく文部科学大臣の検定を経た教科用図書、以降「検定済教科書」と呼ばさせていただきます。または、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、以降「著作教科書」と呼ばさせていただきますけれども、これを使用しなければなりません。

しかし、児童生徒一人ひとりの障害状況が様々であることから、学校教育法附則第9条において、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書、以降「附則第9条教科用図書」と呼ばさせていただきますけれども、これを使用することができるとなっております。

次の2で、具体的に御説明いたします。

特別支援学校及び特別支援学級においては、(1)から(3)までの3種類の教科用図書が使用できます。

(1)は、「検定済教科書」でございます。(2)は、在籍する児童生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害の種別に応じて文部科学省が作成した「著作教科書」で、国語、算数・数学、音楽の3教科がございます。

特別支援学校用の教科用図書は、その需要数が少ないために、民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集しております。

(3)は、「附則第9条教科用図書」で、市販されております絵本等の一般図書や当該学年よりも下の学年の検定済教科書、視覚障害のある児童生徒のための検定済教科書の拡大版・点字版教科書でございます。

次に、3をごらんください。特別支援学校や小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の一覧表でございます。説明する議案ごとに該当する学校をお示ししたものでございます。

それでは、議案第35号から第38号まで一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第35号をごらんください。特別支援学校教科用図書（検定済教科書）の採択についてでございます。

1ページをごらんください。特別支援学校小学部につきましては、小学校同様の検定済教科書を使用して教育を行う場合、小学校と同一の検定済教科書を採択するものでございます。そのため、小学部につきましては、平成26年度に採択されたもの及び、29年度に採択された道徳の教科用図書を採択するものでございます。

2ページ及び3ページをごらんください。特別支援学校中学部につきましては、中学校同様の検定済教科書を使用して教育を行う場合、中学校と同一の検定済教科書を採択するものでございます。そのため、中学部につきましては、27年度に採択されたもの及び今年度採択された道徳の教科用図書を採択するものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。高等部につきましては、特別支援学校高等部用の教科書目録が作成されていないため、文部科学省発行の平成31年度使用「高等学校用教科書目録」から、学校における調査研究に基づき、検定済教科書を採択するもので、9ページまでございます。

次に、議案第36号をごらんください。特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科

用図書（著作教科書）の採択についてでございます。文部科学省発行の平成31年度使用「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録」に記載されております教科用図書を障害種別、小中学部別に一覧にしたものでございます。

1 ページをごらんください。主に聴覚障害の児童生徒が使用いたします。上の表は、特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級の自立活動において、言語指導と音楽の指導を行うための教科用図書でございます。下の表は、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級の自立活動において、言語指導を行うための教科用図書でございます。

2 ページをごらんください。主に知的障害の児童生徒が使用いたします。上の表は、特別支援学校小学部と小学校特別支援学級用の教科用図書でございます。下の表は、特別支援学校中学部と中学校特別支援学級用の教科用図書でございます。

知的障害を有する児童生徒の障害の程度は、一様ではないために、教科用図書の学年指定は弾力化され、星印の数で学習内容の程度を表しております。

次に、議案第37号をごらんください。特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書（附則第9条教科用図書）の採択についてでございます。1 ページから48 ページまでございます。

附則第9条教科用図書は、児童生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であるため、選定に当たっては、文部科学省発行の「平成31年度用 一般図書一覧」と神奈川県教育委員会作成の「平成31年度使用 神奈川県立特別支援学校 採択教科用図書 調査研究資料」の中からそれぞれ、各学校で十分な調査研究を行い、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択するものでございます。

次に、議案第38号をごらんください。特別支援学校高等部教科用図書（附則第9条教科用図書）の採択についてでございます。

1 ページをごらんください。一覧表のとおりでございます。

以上、平成31年度に使用いたします、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択について御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいまは、議案第35号から議案第38号までについて一括して説明をいただきました。御質問などがございましたらお願いいたします。

【中村委員】

お子さんの実態に合わせて、これだけたくさんの教科書を選ばれるというのは本当に大変だったと思います。お疲れさまでした。ぜひ、お子さん一人ひとりがそれぞれに力を伸ばしていけるように、これからもお子さんにあつた教育をしていただけるとありがたいと思います。

【渡邊教育長】

御意見として、よろしいですか。

他の委員さんはよろしいでしょうか。

高橋委員、よろしいですか。

それでは、採決してまいりたいと思いますが、これについては一つずつ行ってまいりたいと思います。

まず、議案第35号ですが、原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第35号は原案のとおり採択いたします。

次に、議案第36号についてですが、原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第36号は原案のとおり採択いたします。

次に、議案第37号ですが、原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第37号は原案のとおり採択いたします。

次に、議案第38号について、原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第38号は原案のとおり採択いたします。

6 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして終了といたします。お疲れさまでした。

傍聴の皆様どうもお疲れさまでした。

(11時46分 閉会)